

必要ヲ認メサルカ

四

九 學校教育ト卒業生就職難トノ間ニハ財界ノ不況其ノ他ノ事情以外ニ何等カノ關係アリト思考

ス政府ノ所見ヲ問フ

十 公民的精神ノ訓練ハ立憲政治ノ運用ニ緊切ナル關係アリ政府ハ現行ノ公民教育ヲ以テ満足ス

ルヤ否ヤ

右及質問候也

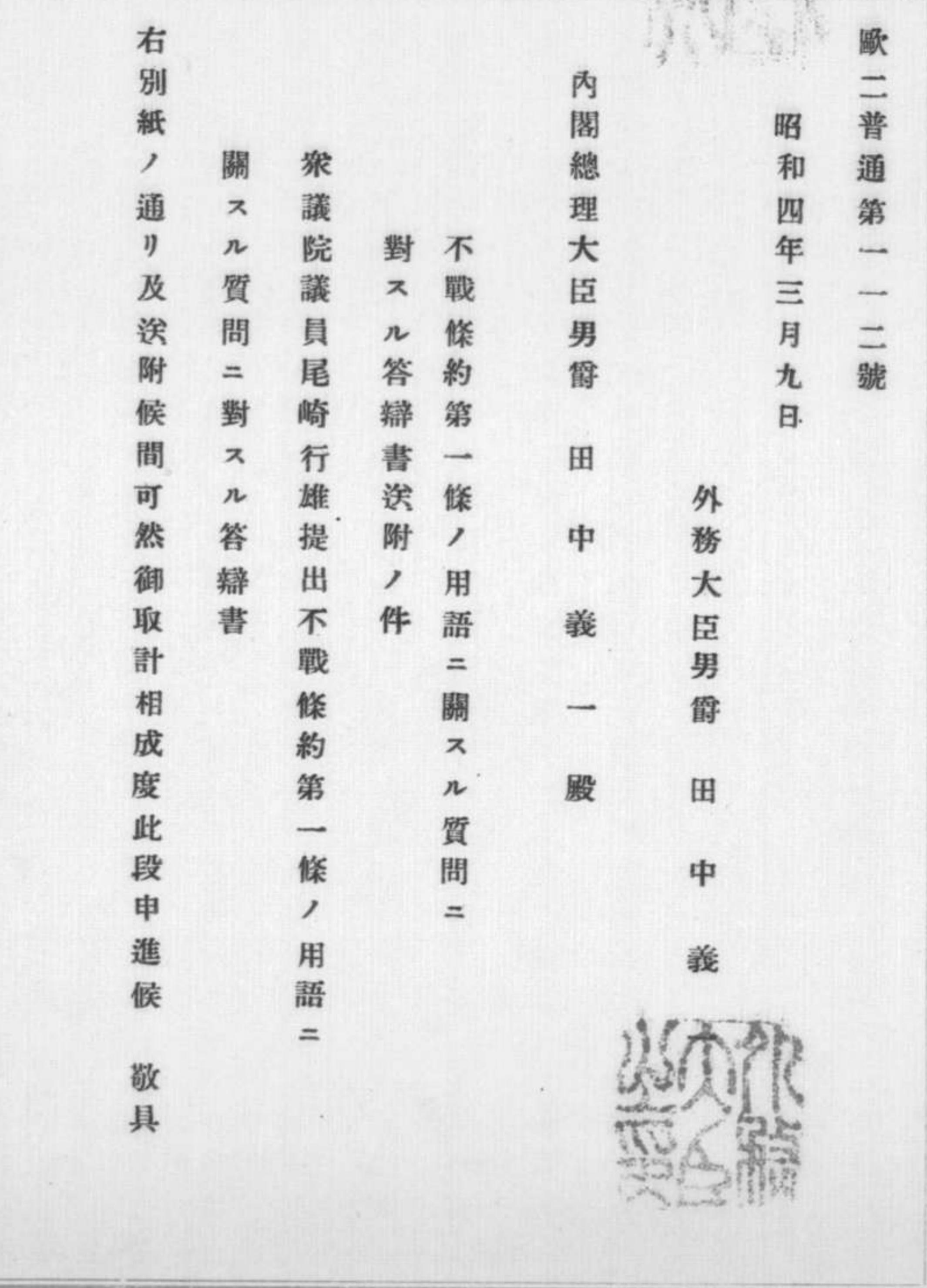
衆甲第三四〇號	案起 昭和四〇年三月十一日	裁可 四年三月十三日	年月日施	四年三月九日
内閣總理大臣五	内閣書記官長四			
外務大臣五	陸軍大臣四	文部大臣四	遞信大臣	五
内務大臣五	海軍大臣四	農林大臣四	鐵道大臣	五
大藏大臣五	司法大臣赤	商工大臣七		

衆議院議員尾崎行雄提出不戰條約第一條ノ用語ニ關スル質問ニ對スル

外務大臣答辯書
右閣議ニ供入

案起	昭和年三月二日	裁可	年月日	施
決定	年月日	行	年月日	
内閣總理大臣	内閣書記官長			
内閣書記官	内閣書記官			
衆議院議員尾崎行雄提出 不戰條約第一條用語ニ關スル質問 對スル外務大臣答辯書 右衆議院議長面付相成可然哉 四付案 例文				

内閣



第二問

國際條約正文ノ意義ハ其ノ譯文ノ如何ニ依リ左右セラルモノニアラス政府ハ戰爭拠棄條約ノ譯文ヲ舉ケ之レヲ根據トシテ其ノ解釋ヲ下シタルコトナシ本條約第一條ニ對スル外務大臣ノ説明ハ條約原文ニ就キ條文ノ辭句ヲ如何ナル趣旨ニ解釋スヘキカヲ示シ何等帝國憲法ニ違背スルモノニアラサルコトヲ闡明セルモノニシテ或ハ君主ナル譯語ヲ用ヒ或ハ國家ナル譯語ヲ用ユヘシト言フカ如キ譯文ノ當否ヲ證索セルモノニアラス

第一問

衆議院議員尾崎行雄提出不戰條約第一條ノ用語ニ關スル質問ニ對スル答辯書

(赤替紙)ト

(赤 挣 紙) ト

政府ハ未タ戦争拠棄條約ノ確定譯文ヲ發表シタルコトナシ外務省
情報部編纂國際時報ニ掲載セル條約譯文ハ廣ク公衆ニ國際情報ヲ
供給スルヲ目的トセル假譯文ニシテ固ヨリ確定譯文ニアラス國際
條約ノ譯文ハ御批准ヲ經タル後公表スルヲ例トス戦争拠棄條約ニ
就テモ政府ハ此慣行ニ隨ヒタルモノニシテ翻譯未了ノ故ヲ以テ譯
文ノ提示ヲ拒ミタルコトナシ

第三問及第五問

帝國憲法第十七條第二項及第五十七條ノ解句ヲ援用シ戦争拠棄條
約ノ解句ヲ解釋スルハ當ヲ得タルモノニアラス蓋シ帝國憲法ノ用
語ト戦争拠棄條約ノ用語トノ間ニハ自ラ意義ヲ異ニスル所アリ

第四問

政府ハ戰爭拋棄條約ヲ以テ帝國憲法ニ違背スル所ナキモノト思考
ス同條約第一條ハ戰爭ノ拋棄ヲ宣言セルモノニシテ何等一國ノ憲
法制度ニ關涉シ條約締結權ノ主體ヲ以テ人民ナリト爲スカ如キ意
義ヲ有スルモノニアラサルハ條文ノ趣旨ニ顧ミ明瞭ナリ

第六問

條約締結ノ大權ハ帝國憲法ノ明文ニ昭カナリ固ヨリ國際條約ヲ以
テ之レヲ變更スルヲ許サス戰爭拋棄條約モ亦他ノ一般諸條約ト同
シク其ノ前文ニ於テ 天皇陛下之レヲ締結シ給フモノナルコトヲ
明示ス同條約第一條ノ解釈ヲ以テ條約締結ノ大權ヲ人民ニ移スモ
ノト解釋スヘカラサルハ前項ニ説明セリ

條約御批准ノ直接關係事項ニ付テハ茲ニ何等言明スルコトヲ得ス

(赤枠紙)ト

(赤 梓 紙) ト

唯々戦争拠棄條約ハ我國ヲ含ム原調印國全部ノ批准書寄託完了後ニアラサレハ效力ヲ發生セサルモノナルコトヲ附記シテ参考ニ供セントス

第七問

政府ハ客年四月米國政府ヨリ戦争廢棄ヲ目的トスル條約案ノ提示ニ接スルヤ之レニ周密ナル審査ヲ加ヘ殊ニ條約提案國タル米國政府トハ條約案文ニ付詳細ナル意見ノ交換ヲ行ヒ其ノ妥當ナルヲ確信スルニ至リタルヲ以テ同年六月米國政府ヨリ改メテ提議セル戦争拠棄條約案ニ對シ同七月受諾ノ旨回答セルモノナリ右及答辯候也

昭和四年三月九日

外務省

3.7

外務大臣男爵 田 中 義



(赤 桦 紙) 卜

0000 0262

供覽

了

内閣官長

内閣書記官

外か 三月七日

尾崎行雄提出不戦條約第一條，用語二
關スル質問主意書

右議院法第四十九條ニ依リ及轉送候也

昭和四年三月七日

衆議院議長 元田

肇

内閣總理大臣男爵田中義一殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛



昭和四年二月二十八日提出
質問第二七號

不戦條約第一條ノ用語ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和四年二月二十八日

提出者 尾崎行雄

賛成者

中村啓次郎	大竹貫一	山本宣治	西尾末廣
龜井貫一郎	淺原健三	牧山耕藏	鈴木富士彌
山本厚三	富田幸次郎	中野正剛	三宅磐
田中隆三	一松定吉	小橋一太	寺島權藏

山田毅一 高木益太郎 野村嘉六 横山勝太郎
 野田文一郎 川崎克 井本常作 田中養達
 伊禮肇 小泉又次郎 俵孫一 枝谷寅吉
 増田義一 佐藤正 岡本實太郎 小西和
 林平馬 高橋守平 降旗元太郎 松尾四郎
 櫻内辰郎 澤本與一 櫻内幸雄 戸田由美
 小山倉之助 添田敬一郎 勝田永吉 三浦虎雄
 鶴見祐輔 小山邦太郎 椎尾辨匡 山崎延吉
 太田信治郎 中西六三郎 安部磯雄 鈴木文治
 久野尊資

不戦條約第一條ノ用語ニ關スル質問主意書

本問題ヲ論議スルニ方テ、最モ注意スペキ要點ガ三ツアル。

- 1 國憲、特ニ大權ノ消長ニモ關係スペキ本問題ハ、絶對ニ政爭ノ具ニ供スペカラザル事。
 - 2 條約中ノ、字句ニ異議アル爲條約其ノモノニ反対スペカラザル事。
 - 3 黨派的見地ヨリ、本問題ヲ論斷スルトキハ、一時ノ感情若ハ利害ニ制セラレテ、累ヲ帝室ニ及ボス危険ガアル、故ニ各黨各派ハ皆之ヲ自由問題ト爲シ、黨員ノ良心ヲ束縛スペカラザル事。
- 我等ハ、多年軍備縮小、仲裁裁判、國際聯盟等ヲ主張シ、微力ノ有ラム限りヲ盡シテ、軍國主義ニ反対シ來ツタモノデアル。故ニ不戦條約ノ締結ハ、我等衷心ノ希望デアツテ、寸毫モ之ニ反対スル意志ハナイ。

又憲法ノ解釋ヤ、大權ニ關スル問題ニ就テハ、苟モ帝國臣民タルモノハ、各其ノ良心ノ指命ニ從テ、贊否ヲ決スベキモノデアル。之ヲ黨派問題ト爲シ、黨議ヲ以テ、議員ノ良心ヲ束縛シテハナラヌ。即チ本

問題ノ如キハ、其ノ本質上、當然自由問題トシテ、黨略以上ニ置クベキモノデアル。然ルニ我ガ國ニ於テハ、學問上ノ問題迄モ、動モスレバ之ヲ黨派問題ト爲ス惡習慣ガアツテ、今回ノ國體問題モ、黨派ノ利害ヲ基礎トシテ之ヲ論斷決定セムト欲スルモノモアルヤウダガ、是レハ由由シキ大事デアル。一時ノ黨派的利害ニ捕ハレテ、國體ヲ毀損シ、國家百年ノ憂ヲ遺スヤウナコトガアツテハ、臣子ノ本分實以テ相濟マザル次第デアル。政府ハ我等ト同様ノ心懸ケヲ以テ、左ノ質問ニ對シ、誠實ナル答辯ヲ與ヘラレムコトヲ希望スル。

第一問

帝國政府ガ、調印シタ不戰條約ハ、日本文デハナク、英佛兩國語ヲ以テ、書カレタモノデアル。而シテ該條約特ニ目下問題ト爲ツテ居ル第一條ノ英佛文ハ、其ノ意義簡單明確ニシテ、一點ノ疑惑ヲ挿ムベキ餘地モナイ。即チ該條ハ君主ヲ以テ、國家ノ主體ト爲サズ、人民ヲ以テ其ノ主體ト爲ス所ノ民主國ガ、其ノ主體タル人民ノ名ニ於テ、戰爭排斥ノ宣言ヲ爲スモノデアル。

故ニ我ガ國ニ於テ、如何ニ之ヲ翻譯シヤウトモ、原文ノ意義ハ、依然トシテ少シモ變化スル所ハナイ。イザト謂フ場合ニハ、帝國ハ、英佛文ノ意義ニ據テ、該條約ニ對スル義務責任ヲ負ハネバナラヌ。從テ譯語ノ當否ノ如キハ、元來問題トスル價值ガナイ。然ルニ政府ハ頻リニ譯語ヲ變更シテ、種種ニ辯解スルガ、譯語ニ由テ原文ノ意義ヲ變更シ得ルト考ヘルカ。

第二問

我政府ガ調印シタ所ノ不戰條約第一條ニハ、ゼハイコントラクチング・バーティーズ・ソレムンリー・デクレヤー・インゼ・ネームズ・オフ・ゼヤー・レスベクチーブ・ピー・ブルズ

(The high contracting parties solemnly declare in the names of their respective peoples)

トアル。佛語モ全ク同一デ、一字一句ノ相違モナイ。之ヲ和譯スレバ

締盟國ハ、各其ノ人民ノ名ニ於テ(中略)嚴肅ニ宣言ス

ト爲ル。是レガ一般普通ノ譯法デアルカラ、我ガ外務省モ、其ノ通ニ翻譯シテ、情報局編纂ノ國際時報

第三卷第十三號（昭和三年七月十日發行）ニ掲載シテ居ル。

然ルニ「人民ノ名ニ於テ」ト云フ用語ガ、物議ノ種子トナルヤ、政府ハ、俄ニ不戰條約譯文ヲ隠匿シ、議員ガ之ヲ要求スレバ、マダ翻譯ガ出來テ居ナイト答辯スル。米國政府ハ、昨年四月十三日附ヲ以テ、最初ノ草案ヲ送リ、更ニ六月二十三日附ヲ以テ、改訂草案ヲ、我ガ政府ニ交付シ、帝國全權ハ同年八月二十七日ヲ以テ、之ニ調印シテ居ル。而シテ第一條ノ字句ハ、前後全ク同一デアル。然ルニ爾來六七箇月ヲ経過スルモ、未ダ翻譯ガ出來ナイト答ヘルニ至テハ、餘リト謂ヘバ無責任ナヤウニ見ヘル。是レニハ何カ特別ノ理由ガアルダラウ。其ノ理由如何。

第三問

我ガ國ダケデ、如何ニ詭辯ヲ弄シテ、一時ヲ糊塗シテモ、英佛語ニハ、一定不易ノ意義ト文法ガアルカラ、苟モ之ヲ解スルモノヲ欺クコトハ出來ナイ。全世界ノ英佛語ヲ知ルモノハ、皆悉ク「人民ノ名ニ於テ」ト解スルニ相違ナイ。

加之「人民ノ名ニ於テ」ト謂ヘル外務省最初ノ譯語ガ、正當デアルコトノ證據トシテハ、帝國憲法ノ官譯ガアル。憲法第十七條第二項ニ、

攝政ハ天皇ハ名ニ於テ之ヲ行フ

トアルヲ、我ガ政府ハ イン ヒズ ネーム (In his name) ト英譯シ、又憲法第五十七條ニ

司法權ハ天皇ハ名ニ於テ云々

トアルヲ、イン ゼ ネーム オブ ゼ エンペラー (In the name of the Emperor) ト英譯シテ居ル。

此ノ如キ事實アルニモ拘ハラズ、政府ハ、尙ホ「人民ノ名ニ於テ」ニ非ズト主張スルカ。

第四問

政府ガ如何ニ辯解シテモ其ノ調印シタ英佛文ガ、存在スル限り、不戰條約第一條ハ、「國民」ノ名ニ於テ」デモナク、又國家ヲ代表シテ「デモナク、明白ニ「人民」ノ名ニ於テ」嚴肅ナル宣言ヲ要求スルモノデ

アル。而シテ「人民ノ名ニ於テ」トハ謂フ迄モナク「人民ニ代テ」又ハ「人民ノ委託ニ依テ」ノ意義アツテ、何レニシテモ、該條約締結ノ主體ハ、天皇陛下デハナクシテ、人民デアルト云フコトニナル。ソレデモ尙政府ハ帝國憲法ニモ違背セズ、又國體ヲモ毀損セズト思惟スルカ。

第五問

憲法第十七條第二項

攝政ハ天皇、名ニ於テ大權ヲ行フ

伊藤公ハ、其ノ著憲法義解ニ於テ、之ヲ左ノ如ク説明シテ居ル。

(前略)「天皇ノ名ニ於テ」ト謂ヘルハ「天皇ニ代テ」ト謂ヘルノ義ノ如シ。蓋攝政ノ政令ハ、即チ天皇ニ代リ、之ヲ宣布スルナリ、云々。

又憲法第五十七條ニハ

司法權ハ天皇、名ニ於テ、法律ニ依リ、裁判所之ヲ行フ

トアルガ、伊藤公ハ、之ヲ註譯シテ曰ク、

君主裁判官ヲ任命シ、裁判所ハ君主ハ、名義ヲ以テ、裁判ヲ宣言スルニ拘ラス、君主自ラ裁判ヲ施行セス、云々。

一字一句ト雖、之ヲ苟モセザル帝國憲法ニハ、第十七條ニ於テモ、又第五十七條ニ於テモ「天皇ノ名ニ於テ」ヲ「天皇ニ代テ」又ハ「天皇ノ名義ヲ以テ」ノ意味ニ使用シテアル。獨リ不戰條約第一條ノ「名ニ於テ」ノ文字ダケガ、別種ノ意味ニ解釋セラルヘキ道理ガナイ。

故ニ不戰條約ヲ、彼ノ儘御批准ニナレバ、天皇陛下ハ「人民ニ代テ」又ハ「人民ノ委託ニ依テ」戦爭排斥ヲ宣言シタマフコトニナル、

然ルモ尙ホ政府ハ、彼ノ儘御批准ヲ奏請シテ、其ノ非ヲ遂ゲムトスルカ。

第六問

我が國ト同ジク、不戰條約ニ調印シタル米。佛。曼。チエック、スローヴァキア。ポーランド等ノ共和國

ハ、申スニ及バズ、英。白。伊等ノ君主國ト雖、其ノ君主ハ、只君臨スルダケデ、統治セザル國柄デアルカ
ラ、人民ヲ以テ、條約締結ノ主體ト爲スノハ、當然ノ次第デアルガ、獨リ我ガ國ニ至テハ、天皇ハ統治
權ヲ總攬シ（憲法第四條）又條約締結權ヲ專有シタマフ（憲法第十三條）ノデアルカラ、人民ヲ以
テ、條約ノ主體ト爲スコトハ出來ナイ。

然シ、不戰條約第一條ヲ、彼ノ儘ニシテ置イテ、御批准ニナレバ、人民ヲ以テ、該條約ノ主體ト爲スコ
トニ爲ル。ソレハ憲法第一條、第四條及第十三條ニ違背シ、國體ヲ變更シ、條約締結ノ大權ヲ、天皇
陛下ノ御手ヨリ、人民ニ移スコトニナル。故ニ政府ハ、先ツ勅命ヲ請フテ、憲法ヲ改正セザル限ハ、彼
ノ儘、該條約ノ御批准ヲ奏請スルコトハ出來ナイ筈デアル。然ラバ、如何シタラ善イカ。

1 「人民ノ名ニ於テ」ト謂フ文句ヲ削除シテ御批准ヲ仰グコト。

條約ノ文面ガ憲法ト抵觸スルトキハ、當然批准拒絶ノ理由トナルコトハ、國際間ノ通義デアル。我
ガ邦ニテモ、明治二十二年大隈外相ノ調印セル日獨通商條約ハ、外人法官採用ノ規定ガ、憲法違反

ノ故ヲ以テ、遂ニ批准ヲ經ズシテ、其ノ儘トナツタ例モアル。又米國ハ、ウイルソン大統領ガ自ラ出
馬シ締結シタ、ヴエルサイユ講和條約ヲバ、國際聯盟參加ハ、米國傳統ノ國策ニ反スルトノ理由カ
ヲ、批准ヲ拒絶シ、別ニ單獨ニ對獨講和條約ヲ締結シタ實例スラアル。

問題ノ文句ヲ削除シテ批准スルコトハ、所謂保留附批准デアツテ、批准ノ拒絶デハナイ。之ハ從來
トモ國際間ニ例ノアルコトデアル。況ヤ此文句ハ、不戰條約ノ實質ニ何等影響ナキ文句デアルカ
ラ之ニ對スル、此ノ保留附批准ニハ、他ノ列國ニ於テ何等異議ヲ提出スルコトアルベシトハ思ハ
レヌ。

2 或ハ又條約ハ、其ノ儘ニ差置キ、即チ批准ヲ見合セテ、加盟國トシテ加盟スルモ一策ナルベシ。

「ソヴィエット、ロシャ」ノ如キハ、本條約成立後、真先ニ加盟國トシテ加盟シタルモノナルガ、其ノ加
盟通知書ニハ、條約ノ內容ニ對シ、隨分忌憚ナキ批評ヲモ加ヘテ居ル。夫レスラ有效ナル加盟ノ妨
ゲトハナテナカッタ。帝國ノ場合ニ於テハ、問題ノ文句ノ故ニ、批准不可能ナル所以ヲ述べ、之ヲ除

キタル以外ノ條約ノ全内容ニハ、欣然同意シ、加盟國トシテ原調印國同様ノ地位ニ立ツテ條約ノ趣旨達成ニ貢獻スル旨ヲ通知スルコトトセバ、列國亦欣然我ガ意ヲ諒トスルデアラウ。

要スルニ列國ハ只日本ガ不戰條約ニ贊成シ、其ノ趣意目的ヲ實行シサヘスレバ滿足スルニ相違ナイ。

帝國ガ天皇ノ名ニ於テ、戰爭排斥ヲ宣言シヤウトモ或ハ人民ノ名ニ於テ之ヲ宣言シヤウトモ、列國ハ毫モ痛痒ヲ感ゼヌデアラウ。政府ノ所見如何。

第七問

帝國政府ガ、人民ノ名ニ於テ平和ヲ宣言スル事ニ同意調印シタノハ、偶然ノ過失デアツテ、敢テ大權委讓ノ意旨ガアツタ爲デハナイコト勿論デアラウ。然シ事苟モ天皇ノ大權ニ關係シ、且將來ノ先例トナルベキ重大ナル條約文デアル以上ハ、之ヲ不間ニ付スルワケニハ參ラヌ。

特ニ 明治天皇陛下、及陛下ヲ輔弼シテ、憲法制定ニ參與シタル重臣ガ天皇ノ大權ト君民ノ分義ニ關シテ、如何ニ精細ノ注意ヲ拂ヘルカニ想ヒ到ルトキハ、益右ノ過失ノ重大ナルコトヲ知ルコトガ

出來ル。試ミニ其ノ一端ヲ擧ゲテ見ヤウ

伊藤博文公自筆ノ憲法義解ノ序文ニハ

帝國憲法ハ、國家ノ大經ヲ綱擧シ、君民ハ分義ヲ明劃ス、意義精確、炳トシテ日星ノ如シ(中略)此レ皆宏謨遠猷一一聖斷ニ由ルモノナリ

トアル。而シテ君民ノ分義ニ至テハ、特ニ慎重ノ注意ヲ拂ヘルモノト見ヘ、伊藤公ハ、自筆ノ文字ヲ以テ、左ノ意見書ヲ遺シテ居ル(本年一月一日國民新聞所載)

英國主義

王ハ王位ニアルモ統治セス

此主義ヲ履行セントスレハ、王政復古非ナリ。

我皇室殆ント七百年間、其統治ノ大權ヲ擧ケテ、霸府ニ掠奪セラレタリ。然レトモ皇位皇統ハ連綿タリ。王政復古ハ統治ノ大權ノ復古ナリ。吾等ハ信ス、統治ノ大權、霸者ニアルモノヲ復シ、直ニ之

ヲ衆民ニ付與シテ、皇室ハ依然其統治權ヲ失フコト、霸府存在ノ時ノ如クセント云フカ如キハ、日本臣民ノ心ヲ得タルモノニアラス。況ヤ我國體ニ符合スルモノニアラス。

又憲法第十三條ニ對シ、伊藤公ハ、憲法義解ニ於テ左ノ如ク説明ヲ下シテ居ル。

恭テ按スルニ、外國ト交戦ヲ宣告シ、和親ヲ講盟シ及條約ヲ締結スルノ事ハ、總テ 至尊ノ大權ニ屬シ。議會ノ參贊ヲ假ラス。此レ一ハ、君主ハ外國ニ對シ、國家ヲ代表スル主權ハ統一ヲ欲シ、一ハ

和戰及條約ノ事ハ、專ラ時機ニ應シ、籌謀敏捷ナルヲ尙フニ由ルナリ、云々。

伊藤公ハ又憲法第十七條ヲ説明シテ曰ク

攝政ヲ置クハ皇室ノ家法ニ依ル。攝政ニシテ王者ノ大權ヲ總攬スルハ事國、憲ニ係ル。故ニ後者ハ之ヲ憲法ニ揚ケ、前者ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル、云々。

又曰ク

本條攝政ヲ置クノ要件ヲ、皇室典範ニ讓リ、之ヲ憲法ニ載セサルハ、蓋專ラ國體ヲ重ンシ、微ヲ防

キ漸ヲ慎ムナリ。

以上ノ抄錄ヲ見テモ、明治天皇陛下及伊藤公等ガ、憲法制定ニ方テ、天皇ノ大權及御位地ニ對シテ、如何ニ用意周到ナリシカヲ窺ヒ知ル事ガ出來ヤウ。

然ルニ現内閣ハ、米國政府ヨリ、條約文ノ修正ヲ促サレタルニモ拘ラズ（昭和三年四月十三日附ノ米國政府通牒）又八月二十七日帝國全權ガ調印スル迄ノ四箇月半ノ間ニハ、修正スル機會ハ、幾ラモアツタニ拘ラズ、民主國ノ慣用語ヲ修正セズ、卒然原案ニ調印シテ、君民ノ分議ヲ紛亂スペキ所業ヲ爲シタ。既ニ此ノ過失ヲ遂ゲタ以上ハ、恐懼謹慎以テ其ノ過ヲ改メルト同時ニ闕下ニ伏シテ、其ノ罪ヲ待ツノガ、苟モ臣節ヲ解スル者ノ當然爲スペキ所デアラウ。然ルニ、現内閣ハ、啻ニ其ノ罪ヲ改メザルノミナラズ、却テ之ヲ遂ゲムト努力シテ居ル。之ヲ憲法起案者ガ、一字一句ト雖、之ヲ苟モセズ、特ニ天皇ノ大權ニ至テハ、最モ周密ナル注意ヲ拂ヘルニ比スレバ、同シ帝國ノ臣民トハ思ハレナイホドデアル。

斯クテモ、尙ホ現内閣ハ、臣節ニ於テ缺クル所ナシト考フルカ。

十六

右及質問候也

衆甲第三四一號

案起昭和四年三月五日

裁可

年月日施

四年三月六日

行

四年三月九日

内閣書記官長

内閣總理大臣

五

内閣書記官長

二

内閣書記官長

衆議院議員森峰一外四名提出
滿洲治安維持聲明ニ關スル質問ニ
對スル外務大臣答辭書

右衆議院議長回付相成可然哉

回付案 例文

内閣